CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.４０

**Northern Ireland Union of Supported Employment’s (NIUSE) response to**

**Draft General Comment on the Rights of Persons with Disabilities in relation to the discussion on Article 27 to the UNCRPD**

**障害者の権利に関する第２７条の一般的意見（案）に対する**

**北アイルランド援助付き雇用連合（NIUSE）から国連障害者権利委員会への回答**

（JD仮訳）

**はじめに**

北アイルランド援助付き雇用連合（NIUSE）は、援助付き雇用モデルを用いて障害者や恵まれない環境にある人々の雇用機会を促進している障害者雇用団体を統括するNGO です。

NIUSEはすべての障害分野（身体、精神、学習、知覚、目に見えない障害、神経多様性障害）をカバーする15以上の障害者雇用団体を代表しており、欧州援助付き雇用連合（EUSE）のメンバーです。

援助付き雇用は、1対1の個別支援を提供することにより、障害者が一般の労働市場において有給の雇用を見つけ、継続し、向上することを支援するモデルです。

援助付き雇用の定義は、「障害者やその他の不利な立場にある人々が、**一般労働市場において有給雇用を確保し、維持する**ための支援を提供すること」です。

援助付き雇用モデルの主な要素は以下の通りです。

* 有給雇用
* 一般労働市場
* 個人的かつ継続的なサポート

援助付き雇用モデルは、以下の基本理念と価値観に基づいています。

* 排除ゼロ（誰もが働ける）
* 競争的雇用
* 個別対応
* コントロール（自己決定とエンパワーメント）
* 賃金と福利厚生
* 能力と可能性に焦点をあてる
* 人間関係の重要性
* 支える力
* コミュニティの重要性

援助付き雇用モデルは国際的に認識されており、国連障害者権利条約（UNCRPD）第27条「労働と雇用の権利」に完全に合致しています。

NIUSEはUNCRPD第27条「労働と雇用の権利」を全面的に支持していますが、障害者はいまだに一般労働市場において著しく存在感が薄く、同等の雇用の権利と条件を受け取っていず、法的保護もなく、インクルーシブな職場で働いていないことを認識しています。例えば、2020年の北アイルランドでは、障害者の雇用率は38％、非障害者は80％であり、42％のギャップがあることを示しています（北アイルランド統計研究機関：[Norhern Ireland Statistics and Research Agency (NISRA, 2021)](https://www.nisra.gov.uk/system/files/statistics/Disability-employment-gap-NI-2020.pdf) )。　2020年の北アイルランド（42％）と英国全体（28％）の障害者雇用の格差は依然として大きく、2014年から継続的に拡大しています（NISRA 2021）。さらに、COVID-19が障害のある労働者や求職者の健康や福利に不均衡な影響を及ぼしています。

NIUSEは、労働と雇用への障害者の権利に関する第27条の一般的意見（案）の論拠と勧告を**歓迎し、強く支持**します。締約国は、障害者に**一般労働市場**（分離されていない）で**有給雇用**にアクセスする同等の機会が与えられることを保証するために、これを達成するためには一部の障害者が個別の支援を必要とすることを認識するとともに、今行動を起こす必要があります。

第27条の一般的意見（案）に対して、NIUSEは以下の点を検討するよう強調します。

* + **複雑な障害**のある人々は、失業、差別、搾取、分離の恐れが最も高くなっています。締約国は複雑な障害を持つ人々がすべての障害者と同等に扱われることを保証し、法律、政策、実践に関して特別な配慮を提供しなければなりません。例えば北アイルランドでは、学習における障害やメンタルヘルス疾患のある人々は、雇用率、仕事の種類、失業レベルの点で特に不利になる可能性が高くなっています（北アイルランド平等委員会2018年：[Equality Commission for NI, 2018](https://www.equalityni.org/KeyInequalities-Employment)）。ひとつの解決法が全ての人に適合するわけではなく、複雑な障害のある人々はしばしば取り残されてしまいます。
	+ **援助付き雇用のモデル**は国際的に認められており、第27条に完全に合致しています。締約国は、このモデルをインクルーシブな一般雇用への道筋として検討すべきです。
	+ 締約国は、障害者のためのプログラム（職業訓練、インターンシップ、実習等）の提供において、高い質を確保する必要があります。質の高いプログラムおよびサービスは、雇用の成果を向上させることにつながります。品質基準モデルの一例として、EUSEの援助付き雇用品質フレームワーク（Supported Employment Quality Framework：SEQF)があります。SEQFの詳細については、ここをクリックしてください。（[click here](https://euse.org/news/se-quality-framework-seqf)）

**詳細情報についての連絡先：**

Northern Ireland Union of Supported Employment (NIUSE)

E: info@niuse.org.uk or edythdunlop@niuse.org.uk

（翻訳：香山千加子、春名由一郎）